

弘前市企業版ふるさと納税マッチング支援業務 実施要領

1. 業務の概要

1.1 業務名

弘前市企業版ふるさと納税マッチング支援業務

1.2 目的

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用した寄附の獲得を目指すものである。

1.3 業務内容

本業務の具体的な内容については、別途定める「弘前市企業版ふるさと納税マッチング支援業務仕様書」によるものとする。

2. 委託期間および見積限度額

2.1 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

2.2 見積限度額

本業務は成果報酬型委託とし、見積限度額は寄附獲得額の20%以内（消費税及び地方消費税は含まない。1円未満の端数は切り捨て。）（以下「受託料率」という。）とする。

見積書（様式4）には、受託料率を記載すること。

3. 参加資格等

3.1 参加資格

本業務の公募に参加できる者は、以下の条件をすべて満たす者とする。

- ① 本業務と同種または類似する業務を行った実績があるなど、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に精通していること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 国または地方公共団体等から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 租税公課の滞納がないこと。
- ⑤ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしていない者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は破産法に基づく破産手続開始の申立てをしていない者であること。
- ⑥ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあると認められる者でないこと。

3.2 業務実施上の条件

業務実施に当たっては、契約の履行の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、その内容等により、やむを得ず委託業務の一部を再委託しようとするときは、あらかじめ弘前市の承認を得るものとする。

4. 参加申込

4.1 提出書類

申し込む際は、以下の書類を提出すること。

なお、書類の様式は弘前市ホームページからダウンロードできる。

書類名称	様式	提出部数
①参加申込書	参加申込書（様式 1）	各 1 部
②誓約書	誓約書（様式 2）	
③業務実績書	業務実績書（様式 3） ※過去 2 年度以内に国または地方公共団体における、本業務と同種または類似する業務の受託実績がある場合は記載すること。それ以前の年度については PR したい実績があれば記載すること。	
④見積書	見積書（様式 4）	
⑤登記簿謄本又は 履歴（現在）事項 全部証明書	申込日前 3 か月以内に発行されたもの。写し可とする。	
⑥財務諸表類	直近 2 期分（直近の決算書の作成が完了していない場合に限り、3 期前の提出も可）の貸借対照表と損益計算書。写し可とする。	
⑦印鑑証明書	申込日前 3 か月以内に発行されたもの。写し可とする。	
⑧納税証明書（※1）	申込日前 3 か月以内に発行されたもの。写し可とする。	

※1 ⑧納税証明書について

税目	内容	請求先
法人税	未納税額の無いことの証明（納税証明書「その 3」又は「その 3 の 3」）	本店所在地管轄の税務署
消費税及び地方消費税		
市税	令和 6・7 年分の法人市民税及び固定資産税（市外業者は提出不要）	弘前市

4.2 提出場所

参加受付	随時受付 ※受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分まで（土日祝日、年末年始を除く）
提出方法	持参、郵送又は E メール
提出先	〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町 1-1 弘前市 企画部 企画課 総合計画・SDGs 推進担当 E メール：kikaku@city.hirosaki.lg.jp
注意事項	①提出された書類は返却しない。 ②審査に必要と認められる場合は、市から資料の追加提出や関連事項の聴取を求めることがある。

5. 事業者の選定方法

事業者については、提出された各書類の審査により選定し、審査終了後順次、審査結果を事業者に対し、審査結果通知書を添付した E メールにより通知する。

なお、書類審査を通過した者とは、契約締結に向けた具体的な協議を行うものとする。

6. 契約

5. に該当する事業者（受託候補事業者）との契約内容に関する協議が整い次第、契約締結の手続きを行うものとする。

7. 失格事項

次のいずれかに該当する場合、参加申込又は委託候補事業者としての決定を取り消す。

- ① 申込書または関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。
- ② 契約締結前に参加資格のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう行為等により、契約の相手方としてふさわしくないと弘前市が判断したとき。
- ④ 正当な理由なく契約を締結しないとき。

8. その他

- ① 書類郵送トラブルによる損害等については、弘前市は一切責任を持たない。
- ② 書類提出に関する費用は申込者負担とする。
- ③ 申込及び提案並びに契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- ④ 本要領に定めのない事項は、地方自治法、同施行令及び弘前市予算規則等の関係諸法令に定めるところにより処理する。

9. 問合せ先

本業務に関する問合せ先は、以下のとおりとする。

所在地	〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町 1 - 1
担当部署	弘前市 企画部 企画課 総合計画・SDGs 推進担当
電話	0172-40-7021
E メール	kikaku@city.hirosaki.lg.jp